

《社会福祉法人双葉会 『中・長期計画』》

令和2年3月30日

I 目 標

この計画は「保育・介護サービス・医療事業」の三位一体を具現展開できるような財政基盤を確立していくことを第一主眼とする。

地域住民の少子・高齢化（＜2020.1.1現在＞総人口5038名、年少人口＜0～14歳＞337名6.7%、高齢人口＜65歳以上＞2519名50.0%）とともに若年層の転出が進み、高齢者の要介護者が増加している。また、町の若者定住化対策の効果と思われるが保育園児については微増状況にある。このような背景の中、地域のニーズを分析し、そのニーズに応えられるようサービスを検討していくことを目標とする。

（＜2020.3.1.1現在＞総人口5038名、年少人口341名6.8%、高齢人口2523名50.1%）

1 介護福祉施設

利用者が終の棲家として、安心して生活できるよう、人権尊重を基本とし、個々のニーズにあったサービス提供やプライバシーに配慮した住環境を見直し、整備することを推進する。さらに、給食直営方式を軌道に乗せ、将来にわたり「おいしい食事」を提供できる体制作りを推進する。

2 保育所

経営の効率化とともに少子高齢化の中での更なる保育サービスの充実を図る。

3 診療所

患者に信頼される経営を展開するため、当直医師の確保、設備・組織体制の充実強化を推進する。

※ この計画は3年ごとに見直しを行うものとする。ただし、関係法令の改定、介護報酬の改定があった場合はこの限りではない。

II 中長期計画の内容

1 経営基盤の確立

サービスの稼働率を高めることにより、多くの利用者のニーズに応えるとともに経営基盤の確立を図る。

(1) 利用稼働率の向上

①特別養護老人ホーム寿楽荘：目標稼働率

・2年度 本体施設 96.0%（要介護度4.0）、ショートステイ 100%（空床6床含む）

・3年度 本体施設 96.0%（要介護度4.0）、ショートステイ 100%

・4年度 本体施設 96.0%（要介護度4.0）、ショートステイ 100%

※ 稼働率96.0%、要介護度4.0が現在の職員配置数におけるサービス提供の上限と考える。

※ ショートステイ稼働率の求め方、延べ利用者数÷（6名（併設許可人数）×356）＝ショートステイ稼働率

②特別養護老人ホーム琴清苑：目標稼働率

・2年度 本体施設 98.0%（要介護度4.2）、ショートステイ 90%（空床4床含む）

・3年度 本体施設 97.0%（要介護度4.2）、ショートステイ 100%

（R3.4.1 定員変更 本体施設94名、短期入所生活介護事業2床、空床4床）

・4年度 本体施設 97.0%（要介護度4.2）、ショートステイ 100%

※ 稼働率97.0%、要介護度4.2が新施設の職員配置数におけるサービス提供の上限と考える。

③氷川保育園：目標定員充足率

・2年度 72.0% ・3年度 73.0% ・4年度 74.0%

中期内容 (60ヶ月以内)

○経営の効率化。○運営コストの見直し。○次世代職員の育成。

長期内容 (60ヶ月以上)

○建設より15年の経過を考え、修繕計画の策定。それに伴う資金確保。

④双葉会診療所：目標利用率・患者数

○病床利用率 2年度 75.0% 3年度 75.0% 4年度 75.0%

○外来患者数(月平均数) 2年度 240名 3年度 240名 4年度 240名

注：外来は他に施設入所者有(寿楽荘・琴清苑)

中期内容 (60ヶ月以内)

○経営の効率化。○運営コストの見直し。○職員の確保(専門職)

長期内容 (60ヶ月以上)

○施設整備計画の策定。(居室間口変更、利用者用トイレ整備等)

(2) 消費税増税対策とコスト意識の徹底

①消費税増税に対しては柔軟な姿勢をもって対応

②経常経費の削減と各種委託事業の見直し

③介護報酬・診療報酬改定、子ども・子育て関連3法の動向にも留意し対応

(3) 人材育成と地域福祉の推進

①町内若年層・町内有資格者の掘り起こしの促進と再雇用制度の強化

②外国人労働者の雇用促進と育成体制強化(EPA・技能実習生・特定技能実習生)

③専門職としての資質の向上とスキルアップ

④地域福祉サービスの向上と推進(配食サービスの充実・令和3年度からの琴清苑地域交流スペースの活用案の策定)

2 特別養護老人ホーム琴清苑の全面改築

長期10カ年計画(平成20年~30年)の目標年度である平成30年を2カ年遅れたものの、令和元年度からの2カ年で本体施設94名定員、短期入所生活介護事業2名、合計96名定員、全てが従来型個室の施設が令和3年1月完成予定であり、現琴清苑は、令和3年度に既存施設の解体工事を行い、跡地を町に寄付することとなる。

今後は、従来型個室、防災拠点型地域交流スペースを活用した魅力ある施設運営を柱に、より良い福祉サービスの提供を考えていく。

また、これを機会に町と協議し要介護1.2対象者等に対する介護サービスが十分でない町内高齢者に対し、「特列入所に係る指針」の見直しを図り町内の要介護高齢者が安心してサービスを受けられるよう体制整備を推進したい。

3 地域ニーズの把握

平成29年4月の社会福祉法人改革完全施行以降も、地域分担制を推進し各地域のニーズの把握に努め、地域住民や関係機関・団体との連携を強化しつつ新たな事業展開に結び付けていく。

また、各地域における人材の確保については、若年層・主婦層・団塊の世代等の潜在的労働力の確保に向けて取り組むことを目標とする。